

刑事訴訟法 I・II

刑事手続の流れと裁判所の役割を学ぶ

刑事訴訟法とは、刑罰権を実現するための手続(捜査・裁判など)を定めた法律です。この手続の目的が真実の発見・犯人処罰だけなら、警察・検察などの捜査機関が自ら思った通りに、逮捕や捜索などの活動を自由に行うのがいちばん効率的です。しかし、憲法、刑事訴訟法は、たとえば逮捕について、その要件を厳格に定め、原則として裁判所の令状を必要とし人権を保護しています。真実発見は法が定めた適正な手続によらねばならず、場合によっては、真実の発見を諦めることとなります。したがって、刑事手続においては、裁判所(司法)が捜査機関(行政)の活動の誤りをチェックし、人権を保障し、無実の者を発見することが重要です。

刑事訴訟法の講義では、このような観点から刑事手続の現実とあるべき姿を学びます。